

令和4年6月清須市議会定例会会議録

令和4年6月22日、令和4年6月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤 久 喜
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
企画部次長兼人事秘書課長	石黒 直 人
総務部次長兼総務課長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課長	飯田 英 晴
市民環境部次長兼保険年金課長	三輪 好 邦
市民環境部次長兼生活環境課長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
収納課 長	辻 清 岳
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	北神 聖 久
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所長	石田 讓
春日市民サービスセンター所長	日比野 鋭 治
社会福祉課 長	鈴木 許 行
子育て支援課 長	藏城 浩 司
健康推進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下 葉 子

土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 諸般の報告について
- 日程第 2 議案第 3 4 号 清須市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 3 議案第 3 6 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 4 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 4 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

令和4年6月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、諸般の報告をいたします。

6月20日に議会運営委員会が開催され、私、議長より、去る6月7日の一般質問における高橋議員の発言について、冒頭の内容が会議規則第55条第1項の規定を逸脱していると考えられ、今後の円滑な議会運営の実施を損なう可能性があるかと判断し、高橋議員に対して口頭で注意し、今後は控えていただきたい旨を伝達したとの報告をしました。

なお、議会運営委員会としては、正副議長の判断を承認し、高橋議員へ発言の取消しをお願いするということが決定されました。しかしながら、昨日までに高橋議員からは回答がありませんでした。この発言の逸脱部分については口頭注意を受けたという事実を会議録に掲載いたします。議員各位におかれましては、御承知をお願いしたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

高橋議員。

16番議員 (高橋 哲生君)

私のことで諸々御説明があったんですけど、この間のプロセスについて私からも発言させていただいてよろしいでしょうか。

今、議長からも御説明がありましたけども、6月16日に正副議長室に呼ばれまして、私、正副議長と事務局長がおる中で注意ということでお話があったんですけど、はっきり言って、その際、私、恐怖を感じました。まず、その点1点をお伝えします。

注意をしたということで内容は説明したんですけども、その日のうちに私、議長のほうに電話をさせていただきました、夜に。その中で、今回の口頭注意に関しましては、私としては不当な処分だと考えますので、取消しをしてくださいとお願いをさせていただきました。私がどうしてこれが不当だと考えるかという理由について述べさせていただきたいと思います。

まず、1つ目として、6月7日の一般質問における発言、これは冒頭挨拶でございます。これに対して規則第55条に逸脱していたとして、事後ですよ、その場で注意するのではなく、事後、注意するということは、規則第55条の趣旨から、私は反する行為であると思います。

2つ目としまして、冒頭挨拶というものは、挨拶そのものでありまして、これは国会等を見ても通常慣例的に行われるものでありますし、私も議会議員20年近くやっておりますけども、先輩議員もこういったことはなされてきたのが慣例でございます。これに関してとがめられるということは今までなかったので、私はこの間もびっくりをした次第でございます。

そもそもこれは挨拶でございますので、質問の本論とは異なります。そもそも議題以外の部分でありまして、そのことに関して規則第55条を持ち出してそれに逸脱しているという解釈自体が的外れであると思います。

3つ目としまして、このような私からすると些細な事案です。これをわざわざ大げさに問題視して、正副議長という立場に基づく権力を利用して威圧することは、ハラスメントかつ日本国憲法第21条に掲げる言論の自由を侵す行為であると思いますので、私は、今回この件は取消しを求めさせていただきました。取消しはなかったということです。

その後、9月20日、議会運営委員会が開催されまして、伊藤嘉起委員長の下、開催されました。その中で、御報告がありましたように、高橋議員に削除を申し出るようお願いすることが方針として決定されたということでございます。これに関しましても、議長団や事務局サイドでも削除を申し出るような案件ではないということも議運の中でも話されていたんですけども、それでも議運の中で図られて、お願いという言葉で一目優しいような言葉ですけども、削除ということをお願いをすると。削除ということは私は一大事だと思っております。そういうことをお願いという言葉で迫ることに対して私は違和感を感じました。それ自体も議運で所掌する能力の範囲を超えているのではないかなという私は思いを持っております。

また、議運の中で伊藤委員長は6回も「それは不適切発言だ」ということをおっしゃられました。これは私、何度も聞いたんですけども、まるで不適切発言と決めつけるような言葉で言われたように私は感じました。これに関しましては不適切発言という言葉ですね、そうではないようなことを決めつけて言うことは私に対して侮辱ではないかなと思いますので、これは私、議長に取り消していただくようお願いしたいと思います。

それからですね、その後ですね・・・。

議長（野々部 享君）

高橋議員、まだ長くなりますか。

16番議員（高橋 哲生君）

もうちょっとあります。簡潔にまとめてまいりますので。

議長（野々部 享君）

時間があれですので、よろしく。

16番議員（高橋 哲生君）

すみません、よろしいですか。

その後もですね、伊藤議員から議運で決まったということで電話でお願いがございまして。

（不規則発言の声あり）

議長（野々部 享君）

今、高橋議員の発言はここで止めさせていただいて、あと、議事に進めさせていただきたいと思いますが。

16番議員（高橋 哲生君）

止めるんですか。私、終わってないんですけど。私のことで今、発表があったので、経緯を説明させていただきたいです。発言の途中で止めるということはやめていただきたいんですけども。終わってからどうですか。

すみません、簡潔にさせていただきます。

また、途中になってしまったんですけど、伊藤議運委員長様からですね、お願いということで口頭でのお願いの連絡がありましたけども、その後も2回ほど電話がございまして、「返事をしてくれ」と言われるんです。私、返事をしろっていうこと自体もすごく違和感を感じました。議運の中でお願いということで決まっただけであって、「返事をしろ」、「返事をしろ」と何度も言われたことに対して、非常に削除に応じろというような圧力を私、感じました。ということも申し述べさせていただきます。

議長（野々部 享君）

いいですか。

16番議員（高橋 哲生君）

まだ終わっていません。まだまだあるんです。すみません、いいですか。

（不規則発言の声あり）

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

大変申し訳ないんですけども、今現在、この会期中に私の発言を取消しの申出をしてくださいねということを私、今、お願いされているんですわね。この会期中であれば私、それができるんです。そういうことですよ。私、これに関して、削除に場合によっては応じたいなと思っております。それに関して、私、御提案させていただきたいんです。これは条件付で削除のお約束は条件が満たされればします。

私が今回申し上げた議会のネット配信の件です。これですね、野々部議長、この1年実現しませんか、これ。議会改革の中で・・・。

議長（野々部 享君）

外れておりますので。

16番議員（高橋 哲生君）

削除ということなので、私、削除の件に関して話をしているんです。

（不規則発言の声あり）

16番議員（高橋 哲生君）

よろしいですか、発言。

議長（野々部 享君）

高橋議員、暫時休憩させていただきます。

（ 時に午前 9時41分 休憩 ）

（ 時に午前 9時54分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を始めます。

ただいま諸般の報告に対して高橋議員より質問があったわけですが、それを許可させていただきました。

それ以外の発言につきましては控えるように議長から申し上げます。

また、高橋議員の諸般の報告以外の質問に関しては議長として削除させていただきますので、よろしく願いいたします。

天野議員。

21番議員（天野 武藏君）

このようなことを報告に載せること自体が僕はナンセンスだと思う。なぜ、この本会議場で、報告というのは決まっちゃって、本人も全て納得して終わったことを報告しないといけないのに、本人にも誰にも言ってない、そういう弁明させるようなことをここでつくらせてはおかしい。議運だとかがほかのところがあるんだ。そういうところでやらないといけないと思っているのに、報告は大抵報告で終わらないかん。ここで弁明させるとかね、何で納得させたことをこういうところで報告しないかというのは、正副議長とかね、こう言っちゃ悪いけど、責任になってくると思うよ。それだけ言いたいんで、しっかりそういうことは前もって本人も全て収まってから報告してほしい。それだけお願いします。

議長（野々部 享君）

分かりました。進めさせていただきます。

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

私、先ほどのまだ途中なんですけど、まだよろしいですか。

議長（野々部 享君）

だから、先ほど言いましたように、諸般の報告に対する質問以外の発言は許可できませんので、お願いいたします。

16番議員（高橋 哲生君）

質問に代えさせてもらっていいですか、諸般の報告に対する。質問ならよろしいですか。

（「それは別のところでやってくれよ、こんな本会議でやらずに。議長進めて」の声あり）

議長（野々部 享君）

高橋議員、後でまた別の場所で。進めます。

16番議員（高橋 哲生君）

待ってください。

削除するんですか、私の言った発言は。私の発言も削除するんであれば議長の報告も全て削除してくださいよ。そうしなきゃアンバランスじゃないですか。

議長（野々部 享君）

高橋議員、正副議長と事務局と精査させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、進めさせていただきます。

日程第2及び日程第3の案件については、6月7日の本会議において各常任委員会に審査を付

託し、十分御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従いまして、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は、発言席でお願いいたします。

最初に、15日に開催されました建設文教常任委員会の報告を岡山委員長より求めます。

岡山委員長。

＜ 建設文教委員会委員長（岡山 克彦君）登壇 ＞

建設文教委員会委員長（岡山 克彦君）

おはようございます。

議席13番、建設文教常任委員長、岡山克彦でございます。

令和4年6月定例会に上程されました議案のうち、当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る6月15日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について、御報告申し上げます。

それでは、議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「公立学校情報機器整備費補助金については、備品購入に充てるとのことであるが、具体的に何を購入し、どのように活用していくのか」との質問があり、当局は、「タブレット用スタンド、WEBカメラ、マイク、タッチペン、ヘッドセット、デジタル生物顕微鏡等を購入する予定です。これらを活用し、より授業を分かりやすくするための授業環境の高度化を図り、新たなニーズへの対応を図ってまいります」との答弁でありました。

また、委員より、「オンライン教育についてハード面の整備は進みつつあるが、ソフト面はどうか」との質問があり、当局は、「ソフト面については、教育ICT推進委員会を開催し、先生方と機器の活用方法やソフトウェアの導入、また、児童生徒への対応や習熟度など幅広く意見交換や情報共有を図っています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当建設文教常任委員会に付託されました案件についての御報告を申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

ただいま委員長報告がございましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

質問はございませんので、岡山委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

次に、16日に開催されました総務常任委員会の報告を松岡委員長より求めます。

松岡委員長。

< 総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）登壇 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

議席5番、総務常任委員長、松岡繁知でございます。

令和4年6月定例会に上程されました議案のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る6月16日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について、御報告を申し上げます。

それでは、議案第34号 清須市税条例等の一部を改正する条例案について御報告を申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「DV被害者等に関する住所の記載に係る規定の整備について、本人以外に納税証明書を交付することがあるのか」との質問があり、当局は、「DV被害者等の場合、納税証明書は、原則として本人以外への交付はしません。ただし、固定資産課税台帳につきましては複数人で同じ資産を共有している場合がございますので、請求があれば、台帳の閲覧や記載事項証明書を交付することになります」との答弁でした。

委員より、「住所に替わる事項を記載するとのことだが、具体的には、どのような事項が記載されるのか」との質問があり、当局は、「記載事項は、令和6年4月1日までに総務省令で定められることになっておりますので、内容については未定です」との答弁でした。

最後に、委員より、「今後もDV被害者等の支援については、規定に従い、しっかりと対応し

ていただきたい」旨の要望がありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第34号 清須市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案の所管分につきましては、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件につきまして御報告申し上げます。

議長（野々部 享君）

ただいま委員長報告がございましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

質問はございませんので、松岡委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

最後に、17日に開催されました福祉常任委員会の報告を松川委員長より求めます。

松川委員長。

< 福祉常任委員会委員長（松川 秀康君）登壇 >

福祉常任委員会委員長（松川 秀康君）

議席8番、福祉常任委員長、松川秀康でございます。

令和4年6月定例会に上程されました議案のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る6月17日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について、御報告申し上げます。

それでは、議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、商工費寄附金について委員より、「今回の寄附金100万円を加えた清洲城整備事業基金の今後の使途についてどのように考えているのか」との質問があり、当局は、「天守閣の展示改修から10年以上経過しているため、時期は未定ですが、展示の改修に活用していきたいと考えています」との答弁でありました。

歳出では、予防費について委員より、「がん患者アピアランス用品購入補助金の申請方法と周知方法については」との質問があり、当局は、「申請方法については、アピアランスケア用品購入費補助金申請書に治療を証明する書類と購入の領収書を添付し、健康推進課に提出をして頂きます。また、周知方法については、広報・ホームページへの掲載、近隣の医療機関にチラシの配布を行うなど周知を図ってまいります」との答弁でありました。

委員より、「予算の積算内容は」との質問があり、当局は、「愛知県が算出した数値、医療用ウィッグは4.65%、乳房補整具については0.56%を本市の2017年のがん罹患者475人にそれぞれ乗じて対象者数を求め、補助額を積算しております」との答弁でありました。

委員より、「補助金の申請対象年齢については」との質問があり、当局は、「年齢制限は設けておりません」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案所管分については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当福祉常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（野々部 享君）

ただいま委員長報告がございましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

質問はございませんので、松川委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、通告書は提出されませんでした。

また、表決については起立により行いますので、よろしく願いいたします。

日程第2、議案第34号 清須市税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第34号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第36号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がございました。このことについて、各常任委員会委員長の申出のとおり議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がございました。このことについて、議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年6月清須市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたる御審議、御苦労さまでございました。

（ 時に午前10時12分 閉会 ）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月22日

議 長 野々部 享

署名議員 富 田 雄 二

署名議員 松 川 秀 康